大阪市水道基幹管路耐震化ＰＦＩ事業
重要な契約条件の説明書補足説明資料

別添２　履行困難路線について

1．「履行困難路線」について

- 本事業では、震災対策上、特に重要な路線に事業対象を絞り込んでいるため、**事業期間内にすべての路線の更新を完了させることが必須**の要求事項となっているものである。
- 一方、次ページに示すような、やむを得ない不測の事態により、履行が困難となる路線が生じることも想定される。

□ 履行が困難となる路線の取扱いに関する全体的な枠組みは、下表のとおり設定し、双方無帰責で事業期間延長による完工ができないケースを「履行困難路線」として認定する。

帰責事由の原因者	事業期間延長による完工の可否	要求水準未達（事業者への違約金請求）	事業対象	履行済み部分の費用 ※1 の負担に関する基本分担
事業者	可（延長措置）	該当	除外しない	事業者負担（適正に履行された出来形部分のみ、市負担 ※2
	不可	該当	除外しない	事業者負担（適正に履行された出来形部分のみ、市負担）
第三者不可抗力（双方無帰責）	可（延長措置）	該当しない	除外しない	市負担 ※3
	不可	該当しない	除外	市負担
水道局	可（延長措置）	該当しない	除外しない	市負担 ※3
	不可	該当しない	除外	市負担 ※4

次ページ

※1　設計業務に着手して以降、履行が困難であると市が認定した時点までに実施してきた業務に係った費用（ただし、市が履行を確認した範囲内。すでに精算済みの費用は除く。）
※2　期間延長に伴い追加で発生する費用がある場合、事業者が負担する。
※3　期間延長に伴い追加で発生する費用がある場合、必要があると認められるときは、市が負担する。
※4　事業者に損害があり、必要があると認められるときは、その費用についても市が負担する。

２．「履行困難路線」と認定されるケースとその効果

（１）事業者・水道局の責によらず、事業期間内に履行が困難となる場合

○履行が困難となる想定

設計が完了し、施工が一定進捗した中で、新たに判明した事業者・水道局の責によらない事由により、事業者が**技術的アプローチを駆使**①しようとも、あるいは**関係者との調整を再三実施**②した結果においても、工事を完了させることが困難であると認められる状態

①の例： 当初設計上の埋設方法では、事業者の保有技術を駆使しても施工が困難である場合
②の例： 管理者等と繰り返し協議を行うものの工事許可の取得困難な場合
住民に繰り返し説明するものの工事実施の理解が得られない場合

事業者からの申請により、市は申請内容を精査した上で、履行困難を認定し、事業対象から除外

○契約上の取扱い

要求水準未達として取り扱わない（違約金の対象としない）

○履行済み部分の費用（前ページ※１）の精算

市が負担する

（２）事業期間内での履行が明らかに合理的ではない場合

上記の他、事業期間内に施工を進めることが明らかに合理的ではなく、事業期間を一定延長しても改善が見込めない場合であり、事業者の責によらない場合、市と事業者が協議の上、事業対象から除外する。

【具体的な事例】

・事業期間内では対象路線の断水が困難となり、内管挿入工法などの合理的な工法が適用できない
・急遽、大阪市道路掘削跡復旧工事施行要綱に基づく道路の掘削制限がかかった
・工事費が著しく増加する見込みであり、工事を続行するよりも、管路構成計画等を抜本的に見直す方が合理的である

３．帰責事由の原因者の具体的な設定事例

履行が困難となる帰責事由と当該原因者の具体的な事例については、次のとおりである。

【事業者】

a. その工事を実施するために必要な施工業者を準備できない
b. 公衆損害事故、工事等関係者事故により、その工事の継続が困難となった
c. 事業者の工程調整等の不備により工事が遅延して、更新ができなくなった
d. 事業者の担当業務の履行が滞り、工程が全体的に後送りになった

【不可抗力・第三者（水道局以外の市の組織も含む）】（双方無帰責）

a. 他企業体や道路管理者が工事を実施しており、施工できない
b. 河川管理者や道路管理者から施工時期の制限を受けた
c. 繰り返し協議を行ったものの、所轄警察署や市民から工事実施について理解を得られない
d. 事業対象外の基幹管路において、第三者破損または漏水が発生し、急遽、緊急的に該当する路線を断水する必要が生じた結果、事業対象路線についても断水ができなくなった

【水道局】

a. 水道局の浄水場工事等の大幅な工程変更により、抜本的な基幹管路全体の配水計画の変更が発生し、対象路線が断水できない
b. 本事業に関係する市の担当業務において、事業期間の大幅な延期あるいは工事中止に繋がるような、明らかに重大な過失があった

４．事業対象から除外する路線の認定プロセス
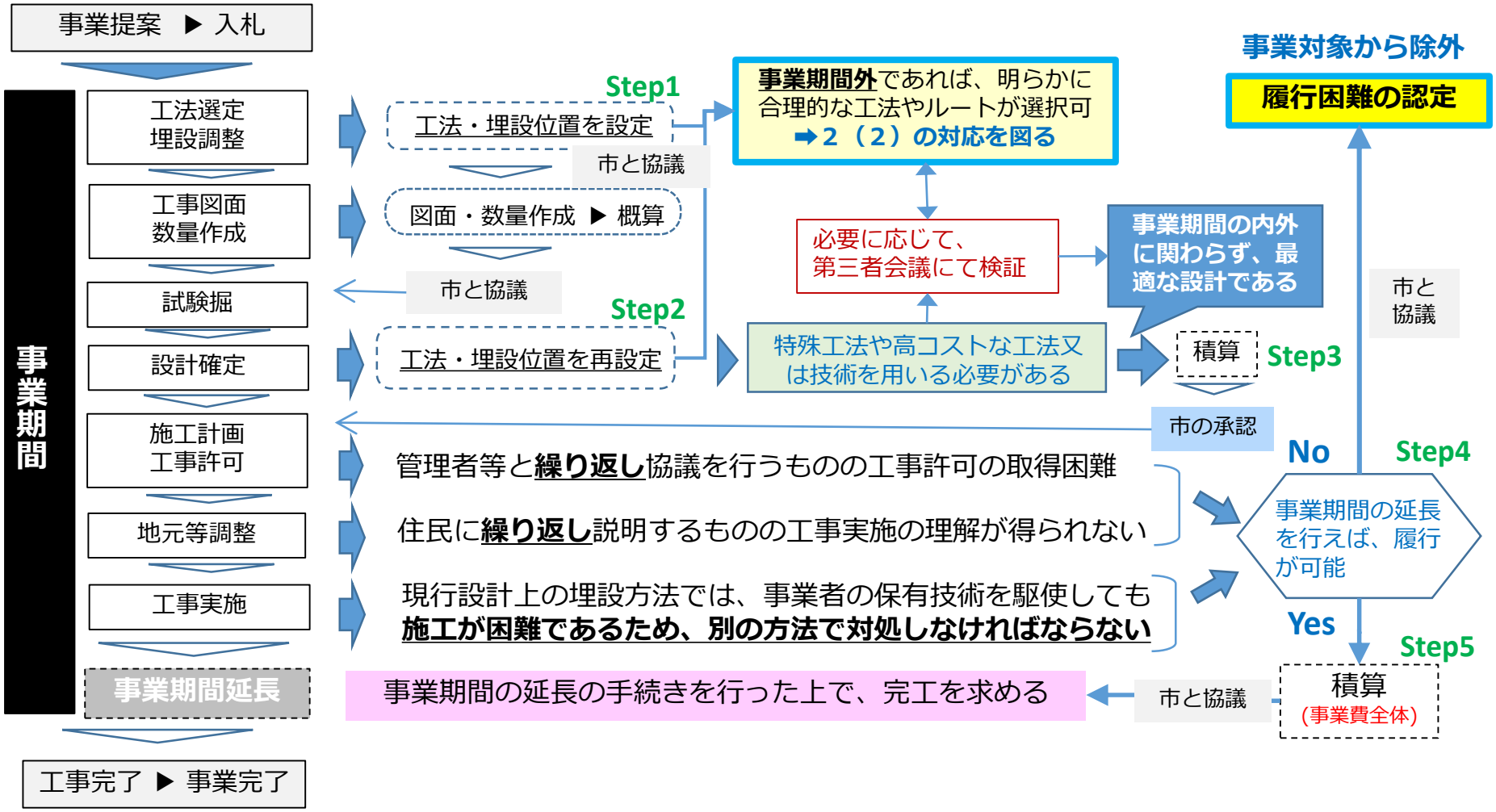
設計・施工を通じて、市が履行困難を認定する基本的なプロセスは下図のとおりである。